

さくらんぼ「山形C12号」生産者登録要領

平成30年 7月 9日制定
平成30年11月21日改正
令和 2年 1月 9日改正
令和 3年 1月 8日改正

(趣 旨)

第1条 この要領は、やまがた紅王ブランド化プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）が、さくらんぼ「山形C12号」の種苗の適正な管理及びその品種特性を十分に発揮した果実の生産・販売を図るため、生産者の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 プロジェクト会議が登録する生産者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 県内に居住し、かつ、県内に経営耕地を有する農家、又は、主たる事務所を県内に置き、かつ、県内に経営耕地を有する法人であること。
- (2) 次に掲げる全ての事項について遵守することに同意すること。
 - ア 「山形C12号」の苗木を5本以上購入し、全てを県内に有する自らの経営耕地内に植栽すること。
 - イ 購入した苗木は、登録生産者以外への譲渡（有償も含む）、県外への持ち出しを行わないこと。
 - ウ 剪定枝は適切に処分し、第三者への穂木の譲渡や高接ぎを行わないこと。
 - エ 県が定める品質基準を遵守し、基準に満たない果実は、「やまがた紅王」の名称で出荷・販売しないこと。
 - オ 県の指導に従い、高品質安定生産に努めること。

(登録の申請)

第3条 「山形C12号」の栽培を希望する農家又は法人は、「山形C12号」生産者登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を次の区分のうち1か所に提出するものとする。

- (1) 所属するJA（栽培を希望する農家又は法人がJAグループに属する場合）
- (2) 所属する出荷団体（栽培を希望する農家又は法人がJAグループ以外の出荷団体に属する場合）
- (3) 苗木業者（上記（1）及び（2）に該当しない場合）

2 登録申請書の提出を受けたJAは、取りまとめの上、JA全農山形に提出するものとする。提出を受けたJA全農山形は、取りまとめの上、プロジェクト会議の長に提出するものとする。

3 登録申請書の提出を受けたJAグループ以外の出荷団体及び苗木業者は、取りまとめの上、プロジェクト会議の長に提出するものとする。

(登 録)

第4条 プロジェクト会議の長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、第2条に規定する要件を満たしていると認めた場合は、「山形C12号」登録生産者（以下「登録生産者」という。）に登録し、「山形C12号」生産者登録証（様式第2号）を交付するものとする。

(植栽完了の届出)

第5条 登録生産者は、苗木の植栽を完了したときは、植栽を完了した日から起算して30日以内に、「山形C12号」植栽完了届（様式第3号）をプロジェクト会議の長に提出するものとする。なお、提出の手続きは、第3条に準じて行うものとする。

(登録の変更)

第6条 登録生産者は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、速やかに「山形C12号」生産者登録変更届（様式第4号）をプロジェクト会議の長に提出するものとする。なお、提出の手続きは、第3条に準じて行うものとする。

- (1) 植栽した「山形C12号」の一部の樹を伐採する場合
- (2) 植栽した「山形C12号」の一部の樹が枯死した場合
- (3) 植栽した「山形C12号」の一部の樹を同居する親族以外の登録生産者に経営移譲、譲渡又は貸し付けた場合
- (4) 「山形C12号」を追加して植栽又は栽培する場合
- (5) 同居する親族への経営移譲又は相続に伴い経営主を変更した場合
- (6) 法人の代表者を変更した場合
- (7) その他、登録申請書に記載した内容に変更が生じた場合

2 前項(1)又は(2)に該当する場合は、プロジェクト会議に届出を行った後に、伐採又は処分するものとする。

(登録の廃止)

第7条 登録生産者は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、速やかに「山形C12号」生産者登録廃止届（様式第5号）をプロジェクト会議の長に提出するものとする。なお、提出の手続きは、第3条に準じて行うものとする。

- (1) 植栽した「山形C12号」の全ての樹を伐採する場合
- (2) 植栽した「山形C12号」の全ての樹が枯死した場合
- (3) 植栽した「山形C12号」の全ての樹を管理できなくなり、放任園となった場合
- (4) 植栽した「山形C12号」の全ての樹を同居する親族以外の登録生産者に経営移譲、譲渡又は貸し付けた場合

2 前項(1)に該当する場合は、届出後、プロジェクト会議による確認を受けた後に伐採するものとする。

3 第1項(2)又は(3)に該当する場合は、届出後、プロジェクト会議による確認を受けるものとする。

(登録の取消し)

第8条 プロジェクト会議の長は、登録生産者が次のいずれかに掲げる事項に該当したときは、登録を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により登録を受けた場合

(2) 第2条の(2)に掲げる事項のいずれかに違反した場合

2 プロジェクト会議の長は、前項の規定により登録を取り消したときは、取消しの理由を付して「山形C12号」生産者登録の取消し(様式第6号)により通知するとともに、「山形C12号」を伐採させる、商標の使用を禁止するなどの措置をとるものとする。

(補 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。